

中世における御忌について

伊藤眞徹

(一)

浄土宗の開祖法然上人の聖忌を、特に御忌と稱し、一七晝夜知恩院において、京畿の門葉を中心として修せられるに至つたことは、周知の如く、後柏原天皇の大永四（一五二四）年正月十八日に下された、所謂「大永の御忌鳳詔」に基くものである。

朕聞挹流派者ケム、緬ハルカニ尋其源、愛枝葉者力培其根、蓋知恩教院者、淨宗創業道場、祖師入滅靈跡、遺教布干海内、屬刹徧干國中苟爲其末流者、寧可忘本源乎、自今而後、遇孟春月、宜令集會京畿門葉、一七晝夜修法然上人御忌也、追遠之誼想應若此、故茲詔示宜知悉矣

中世における御忌について

とあるのが、その全文である。この鳳詔がもつ宗團統制の社會史的意義、即ち百萬遍知恩寺との間の本末紛争に對する終止符を打つものであることについては、今詳論するところではない。

御忌法會を一七晝夜とし、京畿の門葉中の耆宿をして諷誦を唱導せしめる等、御忌の規格が定められたのは、確かに「大永の鳳詔」の聖旨を奉戴して後のことである。しかるに上人の忌辰に當り、一七日修する追恩の法會を御忌と稱することについて、吉水融我師は「我邦の臣民として其忌日を御忌と稱することは、他にその例を見ざる所にして、我宗祖大師に於て獨り此稱あるは敢て尊號を私せしにはあらず、全く勅宣

を蒙ればなり

と述べ、又

後奈良院の勅に曰く、後柏原院ノ先例ニ任せ淨土宗
總本寺トシテ法然上人ノ御忌ヲ修スベキモノ也

とある。これによつて知られるところは、臣下として
忌辰を御忌と稱する例は絶無であり、御忌は淨土宗の
總本寺として知恩院のみで修する法會と理解せられ
る。『知恩院史』には

本宗獨り「御忌」と稱して、歷朝の尊儀に准ずる所
以のものは、實に大永の鳳詔に基付いている。是れ
實に一門の光榮にして、深く恩寵を欽仰すべきであ
る云云（六二五頁）

と記されている。上人の聖忌の呼稱を鳳詔によつて定
められたことは、その先例を見ぬ末流の光榮とすべき
點ではあるが、御忌の名稱が歷朝の尊儀に限られ、そ
れ以外の者には絶対に使用を許されない禁制語であら
うか。

(=)

現在淨土宗各寺院における定例法要中には、御忌會
が奉修せられ、『淨土宗法要集』にはその差定が指示
せられている。又御忌會の呼稱が、前節に擧げた如く
上人にのみ許された、天子の聖忌の呼稱であるとの思
想は、宗門人の腦裏に深く刻み付けられところであつ
た。

しかるに『四十八卷傳』卷一七の聖覺傳に

上人の第三年の御忌にあたりて、御追善のために、
建保二年正月に、法印眞如堂にして、七ヶ日のあひ
だ道俗をあつめて、融通念佛をすゝめられけるに、
往生の要樞安心起行のやう、上人勸化のむねこまこ
まとのべたまひて、これもし我大師法然上人の仰ら
れぬことを申さば、當寺の本尊御照罰候へと、誓言
再三に及でのち、もしなを不審あらん人は、鎮西の
聖光房にたづねとはるべし

とあつて、聖覺は第三年の御忌即ち一二一四（建保二

（）年正月忌辰に當り、七ヶ日間の追善と説法を修し、敬蓮社が鎮西に下向して、辨阿に親承した因縁譚を載せている。

『四十八卷傳』の成立は一三〇七（徳治二）年頃とせられるから、此頃には御忌の呼稱が天皇のみに限らず、廣く尊長の忌日に使用せられていたことが知られる。更に『存覺上人袖日記』第二九項、「西道ニ書與ル三鋪摺本ノ銘竝裏書」に

銘

黒谷源空聖人眞影

裏書軸下

貞治六歲末^丁正月廿五日當聖人御忌專撥^ニ

大祖報恩^兼資^ニ親得脱^ニ乃至爲^ニ興隆佛法

利益衆生自他法界平等拔濟^一敬所

レ奉^ニ摺寫安置^ニ也

佛子西道

とある。因みに三鋪中の他の二とは、「世號一枚消息」と及び、「世號二枚消息」の二法語である。存覺は

中世における御忌について

貞治六年（一三六七）九月二十二日に西道に銘文を與えているので、現に知恩院に襲藏する貞治四年十一月開刻の、一枚起請と二枚消息を表裏の両面に載せる古版木の摺寫頒布の狀が知られる。西道所持の三鋪の摺寫本が、知恩院所藏版によるか否かは、速斷することを得ないが、西道所持の三鋪から逆推せられることは「一枚消息」、「二枚消息」の法語と共に、上人の御影の版畫が廣く淨土門各派中に流布尊信せられた趣きを知ることが出来る。貞治六年は正和版上人御影の成立後、凡そ五三年を経過しているので、若し想定が許されば、貞治四年新刻の法語と同時に、恐らく正和版御影の模刻も完成し、ここに一具として頒布せられるようになったものとすれば、版面の磨滅甚しき知恩院現藏の古版木と、京都市小笹喜三氏寄進、知恩院現藏の正和版摺寫本との畫面の相違も解消し、「覆刻したものである」との『知恩院史』の想定に對し、覆刻年代を推定する鍵を提供する資料となるものではある

まいか。

存覺が『四十八卷傳』を披見したことは、袖日記にその料紙の丁敷を記入していることによつて明瞭であるから、『四十八卷傳』所載の用例に倣つて、「正月廿五日當聖人御忌」としたとしても、御忌と云う呼稱が存覺によつて踏襲せられていることは、嚴密な意味において世俗には使用せられぬ、天子専用の語彙でなかつたことを示す二事例とすることが出来る。

存覺の書與えた一枚消息の裏書には

貞治六歲丁未三月廿四日□□父親圓(當慈)

聖靈遠忌(爲)彼出離生死往生極樂(安カ)

所レ奉摺寫所置二也 孝子西道

とあり、二枚消息の裏書は右と殆んど同一であるが、ただ文中法名を悲母西智とし、忌日を二月廿六日とするのみの差である。これらの裏書から知られるところは、法然上人眞影奉安の意趣は、安置の日を正月廿五日、上人御忌に定めたこと、大祖報恩のため、二親得

脱、佛法興隆、利益衆生にあるが、筆者存覺は上人を念佛門の大祖と尊稱するのを起點として推度すれば、念佛門の興隆流布が報恩であり、念佛の興昌が二親得脱の因であり利益衆生の基いであるとの信念がうかがわれる。尙銘文中の父母の法名の下に、聖靈の文字が敬稱として使用せられているが、この聖靈の二字が、御忌の呼稱の問題を解決する端緒をなすものである。

平安時代の聖靈の使用例について考察すれば、九四九(天曆三)年十一月十八日の「陽成院四十九日御願文」(後江相公作)には、「物擎ニ此惠業ニ、奉レ饒ニ聖靈一ことあり、一〇〇八(寛弘五)年三月二十二日の「華山院四十九日御願文」(江以言作)には「聖靈陛下」と云い、又「聖靈遁世之初十九、釋尊蓋乃二十九、釋尊唱滅之期八十、聖靈纔是四十一、哀哉哀哉、奈何奈何」とある。又一〇一一(寛弘八)年八月二日の「一條院四十九日御願文」(江匡衡作)には、「伏惟我聖靈陛下」とあつて、聖靈の語彙の使用は本朝文

粹に収める限り、親王、内親王、女御を始め、その他公卿權門勢家の追善の願文には絶えてみられぬところである。降つて一一二九（大治四）年九月二十八日の

「待賢門院奉_ニ爲白河院追善」（敦光朝臣作）の願文中には、「奉_ニ爲 聖靈御成正覺耳」とあるが、聖靈の語は天皇以外に使用せぬことは、平安朝後期においても同様である。しかるに存覺が一三六七（貞治六）年に西道に授與した二鋪の法語の裏書中、西道の二親の法名に聖靈の二字を書加えたことは、少くとも既にこの時代には、平安時代におけるが如き、禁句的な意義を喪失し、混亂を生じた結果を生じた結果と見る以外に解釋法はない。

(三)

御忌の解釋については、諸橋氏の『大漢和辭典』には「貴人、祖師などの年忌法會の敬稱」とある。命日即ち忌日を主體とする法會であるから、この意味を擴大すれば、忌日の法會は年々又は月々に修せられるの

中世における御忌について

で、この種の法會をも御忌と稱せらるべきであり、御忌日を中心として修せられた法會は、亦御忌と解して然るべきであらう。

『御堂關白記』の長保元年（九九九）七月二十九日の條に、「依故一條殿御忌日、女方渡仁和寺、是依當五卷日也」（日本古典全集上九）とある。しかるに立命館大學本は「故一條太后」となしている。もし一條殿とすれば藏原伊尹は、九七二（天祿三）年十一月一日の薨逝である。又立命館大學本により村上天皇皇后藤原安子をその人とすれば藤原師輔の女であり、尊卑分脈には村上后、冷泉圓融母后、天慶三四廿七爲女御、天德二十廿七爲中官、應和四四卅九崩卅八、贈皇太后、又重太皇太后官、號中后

と傳述せられている。いま道長との關係を畧示すれば左の如くである。

師 輔 — 號一條
伊尹
論曰謙德公

藤原兼實は一一六四（長寛二）年二月十九日薨去した父忠通のため、例年二月十九日を「此日、故殿御忌日也」とし、佛事を修したことを『玉葉』に録している。

以上において公家貴顯を中心として考察したが、佛教社會における御忌及び御忌日の使用についてみれば、『門葉記』卷九四に、十一月五日を青蓮院（行玄大僧正）御忌日とし、懺法院において曼陀羅供と御經供養が行われるのを恒例とし、請僧二十人に送る門首の御教書を例示している（正藏、圖像 一一・三九）。更に東塔南谷不動堂の「毎年勤事」の中に、「建立大師（相應）御忌日十一月三日」（同上二）と規定し、小六月會は「傳教大師御忌日也六月四日」（同上）と記されている。又横川法華堂の「毎年勤事」の中に、「慈惠大師御忌日正月三日、式部卿親王御忌日三月十九日奉轉讀法花經十二部、右丞相御忌日五月四日、惠心御忌日六月十日、冷泉院御國忌十月二十四日」とある。（同三）蓮華壽院後鳥羽天皇御願、元在水無瀬殿後移西山の「毎月勤事」の中には、「二十二日、十樂講後鳥羽

中世における御忌について

院御國忌」、「毎年勤事」の中に「二月二十二日、法花八講、住山者八人請定後鳥羽院（同四・五）御國忌」とある。更に受用阿彌陀院初在西郊椎野後在土御門今移十樂院の本房の「毎月勤事」の中に「十六日、尊勝行法一座千反後醍醐院御國忌」（同六）とあつて、天皇については御國忌と云い、貴顯高僧については御忌日として區別している。管見によれば『門葉記』における御忌の使用例は、

享保十一丙午年七月五日、就新廣義門院五十回御忌、於洞中御經供養導師被仰出候先後之日記（正藏、圖像 一一・二六八）とあつて、新廣義門院は後水尾天皇の後宮、藤原基子で、一六七七（延寶五）年七月の薨逝であるから、恰かも五十年遠忌の法要次第を六月十七日から始められた、御經供養の詳細を日時につれて記している。

以上を總合的に考察すると、諸橋氏の『大漢和辭典』の第一説を再引用すれば、「貴人、祖師などの年忌法會の敬稱」として、その使用範圍を示していることは、稍正皓にあたるが、貴人中天子と貴顯に分け、天

子は國忌の意とし、貴顯高僧は年忌に限らず、亡日も御忌と稱するこゝなつた。

『鹽尻』卷五一に

又曰源空の忌日は、天子の綸命に御忌とある故へて御の字を呼事徳の至りといふ然りや、予曰亦如此但

し御忌の稱呼は知恩院一寺に限るへきに綸旨は知恩院のみ歟とある。これによつて知られる如く、御忌の呼稱は綸

命によつて定められたことであつて、かゝる類例は他宗の開祖高僧には見られないところである。義山は『

四十八卷傳』卷三八に載せる、堀河の太郎入道の廟堂の柱を奉加し、これを契機として完成した後は、「忌月

ヲ迎へテ貴賤市ヲナシ、亡日ヲ待テ上下袖ヲツジヌ、時知恩院ノ御忌餘山ノヲハトイヘルハ、是ソ其始ナリ知恩講ト云

（淨全一六）とあつて、廟堂中心に二十五日、上人の遺徳を慕い寄る信仰集團の念佛を以て、御忌の始源として

いる。又「今此法會ヲ稱シテ御忌ト云事ハ代々御門叡信不レ淺、綸旨を下シテ忌月ヲ修セシメ、復後柏原院鳳

詔ヲ下サレ此會ノ法則ヲ定賜ハリテ宜レ修ニ法然上人之御忌トノ宣下ヲ蒙リヌ（淨全一六・七八九）とあることにより、綸旨により定められた、宗祖の忌日の法會の名稱である點、歴史的社會的に正しき認識を持つべきである。

(四)

元來御忌とは「知恩院ノ御忌餘山ノヲハトイヘルハ、是ソ其始ナリ知恩講ト云」と云われ、

他山末寺に許されぬ名稱の様であつた。御忌とは御忌日の約語であると解せば、忌日の意味するところは、

物忌又は忌み憚る日であつて、本來の意義は消極的には放逸無慚の日常に對する反省生活を強要し、積極的には廢惡修善の精進生活日を設定せしめることである。

『御堂關白記』の道長は、例月二十一日の忌日は齋食を持ち佛經を供養し、『中右記』の宗忠が、二月二十五日を「北野御忌日」とし、年來精進心經を奉誦した等、忌日は神道佛の三教に關連するところがあるが、特に家族門閥制度の中に受容せられた佛教は、祖先崇拜の儀禮を、佛教的修善によつて代行せしめるこ

とにより、忌日の中心行事が、職能僧に委ねる修善分野の占める位置は、益々大となつた。

上人が生前、知恩の志ある人に望んだところは、『没後起請文』によると「若然者我同法等、於我沒後、各住各居不_レ如_レ不_レ會、鬪諍之基由_二集會_一之故也、羨我弟子同法等、各閑住_二本在之草庵_一苦可_レ祈_二我新生之蓮台_一努々莫_レ群_二群_一居一所_二致_レ諍論_一起_二念怒_一。」(昭和法然全集七七八三)

とあつて、その追善の法も唯一向に念佛の行を修し、報恩追修のため、餘行の修善を雜えて、上人生前の自行化他、一向專修の主張に違反する行爲を、豫め遺弟に警告し、その念佛も閉眼の後即時に一晝夜、又は七晝夜至心に念佛することを要望し、中陰中の不斷念佛は却て懈怠の因となり、勇進の行を欠く結果を招くとしてこれを否定している。

この「葬家追善事」の精神の意圖するところには、外面的には聖道門佛教に對する壓迫回避政策によると共に、内面的に宗團勢力の分散發展政策を含むもので

中世における御忌について

ある。即ち後白河法皇の御菩提のために、一一九二(建久三)年八坂の引導寺で七日念佛が修せられたが、結願の捧物について、「念佛は身づからのためのつとめなり、法皇の御菩提に廻向したてまつるとも、布施

以外の事なり、ゆめ／＼あるべからず」(四十八卷傳卷一〇、法然傳全集)の詞と考へ會すとき、所によらずして、遺弟門葉の念佛勵修を勸めることにあつた。しかるに法蓮房は

「世間の風儀に順して、念佛のほかの、七月七日の佛事を修すべきよし」(法然傳全集二四九)を發意嚴修したことは、

諸傳に等しく載せるところである。殊に上人の亡日二十五日に、廣く追恩の佛事が修せられたことは、『法然上人傳』(十卷傳)(法然傳全集七三三)、『知恩傳』(同上七六四)等に「誰人喪世之後花夷道俗毎_レ家修_二三月遠忌臨時_一

報恩哉」、「誰人毎_レ人留_二眞影_一而持念哉」の二條が、讚文中に見られることは、これ現今一部の地方において、家毎に年一度御忌を修する歴史の源を物語るものであり、每家佛壇に兩大師を安置する歴史性の深いこ

二七九

とを證している。

上酬祖恩の法會の内容については、上人生前の教示と、上人自身の修した佛事、及び上人周邊の淨土教的儀禮を採上げるべきである。その意味においては、『沒後起請文』の「葬家追善事」の念佛一行の主張は、その中心動脈をなすものであることは云うまでもない。

しかし念佛に他の宗教的要素を加えて、後白河法皇の菩提のためには、「心阿彌陀佛調聲し、住蓮、安樂、見佛等のたぐひ助音して、六時禮讚を修し、七日念佛す」(法然傳全集四四)とある。又更に『授手印』の「念佛往生淨土宗血脉相承手次事」には、「其後當_三第十三年御遠忌_二於_三蓮花王院之内_一、勤_三修六時禮讚淨土三部經_二御追善_一遂_レ之、自_レ此後花洛之諸人皆以_三淨土宗_一修_三追善_二」

とある如く、その累加を見ることが出来る。この累加につき聖道門佛教的に、『四十八卷傳』には「淨土の三部經を書寫せられ」(法然傳全集四五)とし、親盛も法皇の御菩提のために、上人の示教により淨土如法經を修

したことを述べ、「追福のために、是等の善根を修する事、このときよりはじまるとなむ、申つたへ侍る」とある如く、手次の文の記述内容の簡素なるに對し、『四十八卷傳』の上人及び親盛の修善は、聖道門佛教への傾斜の著しいことを示している。この事は既に上人滅後の中陰の修善に見られる如く、少くとも追福に關して所謂「世間の風儀に順ず」る聖道門佛教化の傾向と、傳記成立時における聖道門的修善の妥當性を、上人の生涯中に求めんとした、作爲的記述と考へるべきである。

追福の修善には念佛と六時禮讚を主軸とし、更に淨土三部經の讀誦等が加えられることは、五種正行の構成上當然とせられるので、草庵に閑住する門侶は、ひたすら『沒後起請文』の主旨にのつとり、念佛一行の報恩の追修を實行したと考えられる。しかるに聖覺は上人の第三年の御忌にあたりて、御追善のために、建保二年正月に、法印眞如堂にして、七箇日のあひ

だ道俗をあつめて、融通念佛をすゝめられけるに、
往生の要樞安心起行のやう、上人勸化のむねこまこ

まとのべたまひて(法然傳全
集八四)

とある如く、期間七カ日、融通念佛と説法教化による
所謂「且爲ハ然師報恩ニ、爲ニ念佛興隆ニ」に修せられた
ことが伝えられる。融通念佛は良忍の創唱するところ
であり、教理的には華嚴天台の哲學的思辨形式を念佛
に即應せしめたものであり、儀禮的には音曲を伴う念
佛の詠唱であつて、この藝能的合唱念佛と唱導とが道
俗を群參せしめ、専修念佛行興昌の媒介となり、念佛
興隆を以て報恩追修の善の尤なるものと考へた、聖覺
の方便行としては最良のものである。かくの如く念
佛一行に六時禮讚、又は融通念佛の旋律を加えたこと
は、淨土宗法式構成史的意味は深いが、自らそこに自
行と化他との別が意識せられている。天台淨土教的餘
臭を傳えるものとしては、灌空の二尊院における二十
五三昧の勤行は、上人の墳墓建立の事實と合せ、遺徳

中世における御忌について

追慕と祖徳報恩の念を豊かに湛えている。

親鸞の皈依は六十歳頃とするのが定説であるから、
上人滅後二十二、三年を経過している。『拾遺古徳傳

』に

良久ありて入洛、五條西洞院わたりに、一の勝地を
占めてすみたまふ、このとき先師聖人没後、中陰の
追善にもれたること恨也とて、その聖忌をむかふる
ごとに、聲明の宗匠を屈し、緇徒の禪襟をととのへ
て、月々四日四夜禮讚念佛とりをこなはれけり、是
爾先師報恩謝徳のためなりと云(法然傳全
集六四四)
とあるが、四晝夜聲明師を招聘して、禮讚念佛等如法
嚴肅な趣きが知られる。

(五)

知恩院御忌の資料上遡りえられる最古のものは、京
都西福寺本尊後背銘であつて、それによれば建保四年
正月十九日、吉水禪房で源智が別時念佛を始め、二十五
日を結願としたことが知られる。これ恐らく嘉祿の法

難まで恒例として修せられ、上人の墳墓が専修念佛興隆の因として、聖道門佛教徒によりその破壊を斷行せしめる、一因をなしたと考えられる。元仁元年正月二十五日は、十三回の忌辰に當るので、淨意尼は報恩のため經論を書寫して、聖覺を導師とし開題供養を營んだ。(傳通記散) 安貞二年正月二十五日は十七回の忌辰に相當するが、嘉祿の法難の餘燼消えぬ中に、遺弟は涙の中に遺骨を粟生野で茶毗する如き慌しさではあるが、念佛の聲は遺骨を廻り絶えなかつたであらう。『獅子伏象論』には上人の三十三回忌に當り、天皇大谷寺に御幸し、通明國師號を勅賜せられたとある。

これらの年忌佛事の修善にも増して、我々に深き感銘を與えるものは、遺弟門葉の心の底に祖恩報謝に全行動が歸一して、流れていることである。即ち辨阿が肥後往生院で四十八日の念佛會を開いたのは、一二二八(安貞二)年十月二十五日であり、湛空が上人の遺骨を二尊院の塔中に納めたのは、一二三三(天福元)

年正月二十五日である。又證空が事相抄を著わし、弟子淨音に授けたのは、一二三六(嘉禎二)年正月二十五日(西山年譜要記)である。その翌年正月二十五日耽空が願主となり、筑前の住人源光忠(法名觀空)圖畫して、本朝祖師傳記繪詞四卷を作始め、その完成したのは十一月二十五日(同書)である等、祖恩の回顧は二十五日の聖忌に集約せられている。かゝる例は辨阿が『徹選擇本願念佛集』二卷を撰したのは、一二三七(嘉禎三)年六月二十五日(同書跋)であり、了惠の『和語灯錄』五卷の輯録の完成したのは一二七五(建治元)年正月二十五日(刊記並序)であり、『無量壽經鈔』七卷の起草は一二九五(永仁三)年四月二十五日(同書)であるが如きである。

以上を要するに源智によつて始修せられた、正月十九日から二十五日までの別時念佛は、星移つて宮廷と深い關係を結んだ、百萬遍第十九世大誓慶竺が、一四五〇(寶徳二年)知恩院第二十一世を繼ぎ、「開祖大師

の御忌法式を定め諷誦法則を製して後代に範を垂る」
〔知恩寺誌〕と述べられているので、こゝに後代御忌の素型
が制定せられたのである。しかし門葉宗侶の間には正
月二十五日即御聖忌、御忌即二十五日の意識は深く浸
透し、宗意顯正、祖風昂揚の諸事業の着手又は完成、
宗門の大事には常に二十五日が選定せられていること
は、眞に御忌の本義を體したものである。今日の問題
として二十五日に關する意識が宗門人の腦中より拂拭
せられぬ限り、法然精神は現在に躍動し、御忌の眞の
生命體は各人各様に發現し、宗門美は益々多様に構成
せられるのである。